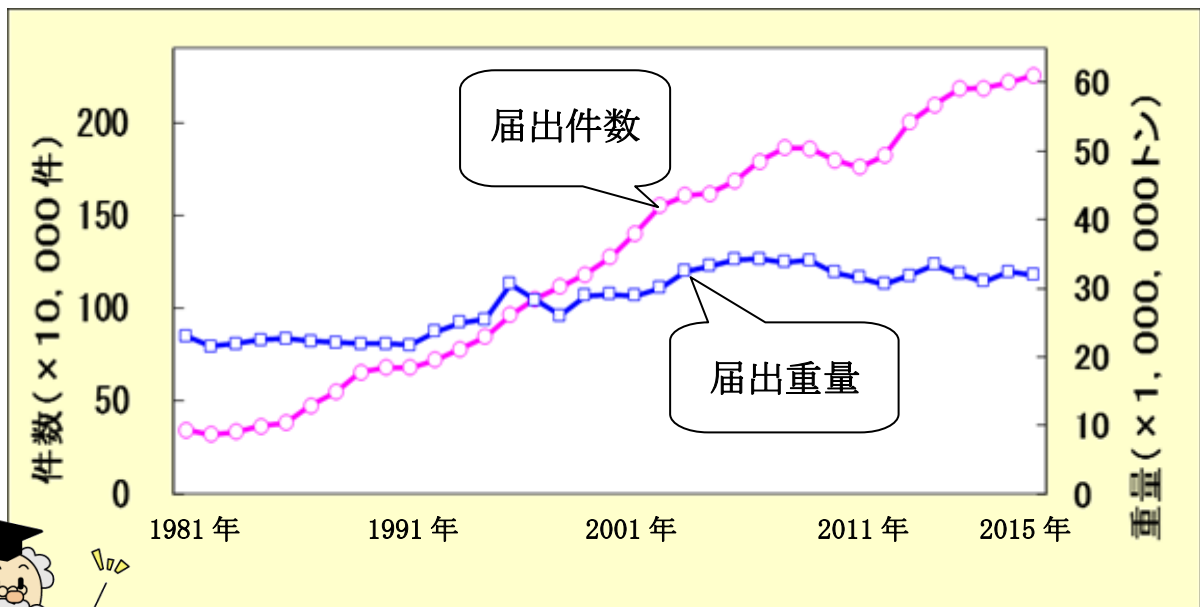


「輸入食品と安全性の確保」について

日本はカロリーベースで約6割の食品を海外から輸入しています。

最新の統計(平成27年度)によると輸入食品の届出件数は2,255,019件、届出重量は31,900,083トン。昭和50年の統計(届出件数は246,507件、届出重量は20,775,000トン)と比較すると、届出重量の増加に比べて届出件数が格段に増えていることがわかります。

これは食品の輸入が多様化してきていることを示しています。昔は原料を輸入し、国内で生産していたものが海外の工場生産した製品を輸入しているためと考えられます。



輸入食品は安全性が気になる場所ですが、どうやって安全性が確保されているのでしょうか？

輸入食品は厚生労働省が毎年策定する「輸入食品監視指導計画」に基づき監視されています。

「輸入食品監視指導計画」では輸出国における衛生対策の確認や輸入時の書類審査、厚生労働大臣から登録を受けた登録検査機関が行う検査命令、国によるモニタリング検査、輸入者が自主的に行う自主検査があります。不合格になれば回収・廃棄または積戻しとなります。

また、国内に流通した輸入食品も地方自治体による収去検査があり、安全性を監視しています。

輸入食品の検査は北九州生活科学センターでも実施しております、まずはご相談だけでもお気軽にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 公益財団法人北九州生活科学センターKLSC福岡事業所
福岡市博多区千代1-2-4 TEL 092-642-1001 FAX 092-642-1002
URL <http://www.klsc.or.jp/>